南あわじ市総合計画審議会の運営について

１．審議会の開催目的

平成29年に本市のめざす将来像とその実現に向けた施策を規定した第２次南あわじ市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定しました。その後、令和３年に令和４年からの後期計画を策定しました。今回、第２次南あわじ市総合計画が令和８年度末で計画満了となることから、新たに『第３次南あわじ市総合計画後期基本計画』を策定するにあたり、審議会条例第１条に規定する審議会を開催します。

２．審議会の所掌事務（審議会条例第２条）

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査、審議し、その結果を市長に答申するものとしています。

３．会議録

会議録については、会議の要点等を記載した議事要旨を事務局において調製します。一言一句を記載した議事録とは異なるため、発言者の氏名は記載しません。

４．情報の公開

⑴ 審議会について

別紙「総合計画審議会傍聴規程」のとおり、本審議会については原則公開とします。

⑵ 審議結果について

審議の結果、提出をお願いする「答申」、その他審議会における検討内容等については、市議会議員、南あわじ市広報紙、南あわじ市ホームページ、報道各社等に対し、情報提供するとともに公開します。

５．委員の発言等〔総合計画審議会における協議ルール〕

委員による自由な発言を最大限尊重するため、次の項目を「総合計画審議会における協議ルール」とします。

①一人ひとりの発言を保障し、自分の主張を押し付けない。
（他の委員の意見を聴き、発言をさえぎらない）
②特定の個人や団体の批判はしない。
③地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないなど、立場を超えて発言する。
④いろいろな視点の意見がでるよう、時間をみんなで有効に使う。
⑤わかりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルを守るように心がける。
⑥合意形成に向け、創造的な話し合いをする。